

# 大刀洗小学校いじめ防止基本方針

## 1 大刀洗小学校いじめ防止基本方針の意義

いじめ防止対策推進法制定の趣旨や福岡県や大刀洗町におけるいじめ防止基本方針を参考に、大刀洗小学校においても、いじめの未然予防・早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大刀洗小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめ等の問題への取組の一層の強化を図る。

## 2 いじめの定義

この基本方針において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（インターネットを通じて行われるものを含む）と定義する。

## 3 いじめの未然予防・早期発見・早期対応に関する考え方

### ① いじめを生まない教育活動の推進（未然予防）

いじめを許さない強い心やいじめられている子どもを思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子どもを育てるために、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の観点から教育活動を推進する。

- 命の大切さを学ぶ道德の時間の時間の充実
  - ア 道德科の指導の充実を図り、特に次の3点を重点として取り組む。
    - ・節度ある生活を送ることができる子
    - ・自他の生命を尊重する子
    - ・思いやりの心を持ち、励まし合い助け合う子
  - イ 道德の教科書や他の教材を有効に活用する。
- まわりの人と協調できる能力を高める人間関係づくり学習の充実
  - ア 人間関係づくり学習を各学年で行い、人間関係を円滑にするスキルを身に付けさせる。
  - イ いじめ防止のブロック集会、縦割りでの活動等でスキルを身に付けさせる。
- 体験活動の充実
  - ア 生活科・総合的な学習の時間、特別活動での体験活動の充実を図る。
- 基本的生活習慣の定着と規範意識の育成
  - ア きまりとマナーの指導を家庭、学校、地域で連携・協働して行う。
    - ・あいさつ、ていねいな言葉づかい、はきもの揃え
  - イ 携帯電話・スマホ・ゲーム・インターネットのルールやマナーを徹底指導する。
- 少人数指導や個別の支援に対する児童の理解促進と保護者への啓発
  - ア 個に応じた少人数指導や個別の指導の機会を増やすと共に、有効な指導内容と方法を確立する。
  - イ 保護者に特別支援教育の必要性、本校で実施する指導内容・方法、指導体制、特別支援教育の有効性を啓発する機会を年間1回以上設定する。

### ② いじめの早期発見の取組の充実

いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図る。具体的には、以下の取組を実施する。

- いじめアンケートの定期的な実施
  - ア 毎月1回、「学校生活アンケート」を実施する。
  - イ 学期に1回、いじめに特化したアンケートを実施する。(6月・10月・2月)
- いじめ不登校対策委員会(生徒指導事例研)の開催
  - ア 月末の事例研で、実態把握に努め、教職員の共通理解を図る。
  - イ 気になる事案があった場合は、「校内いじめ問題対策委員会」を開催し、今後の具体策を検討する。
- 児童教育相談週間の設置
  - ア いじめアンケート実施後、児童教育相談週間を設け、全児童に面談を実施する。(6月・10月・2月)

### ③ 早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、組織的に対応を行う。そのために、別に定めるいじめに関する通報・相談のための体制の整備やいじめ問題対策委員会の設置による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力を身に付ける職員研修の充実を図る。

なお、「いじめの解消」とは、いじめに係る行為が止んでおり(少なくとも3ヶ月)いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない状態になった場合とする。

- 「いじめ等問題行動の報告体制」の整備
  - ア 「いじめ等問題行動の報告体制」を定める。
- 職員研修の充実
  - ア 「いじめ問題」を扱う職員研修を行う。

### ④ 地域・家庭・関係機関との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築とともに、警察・児童相談所・医療機関、関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携する等、より密接な連携を図るよう努める。

- リーフレット配布による学校・地域・家庭の連携を強化する。
  - ア 「学校紹介パンフレット」等の全戸配布と地域での啓発。
- いじめに特化したリーフレットを、全保護者に配布する。
  - ア 県PTA連合会より6月、10月に発行されるいじめ撲滅キャンペーンリーフレットを全保護者に配布する。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と連携し、いじめ問題の早期発見を図る。
  - ア 日常的に教育委員会との連携を密にし、状況を情報提供し、指示を仰ぐ。

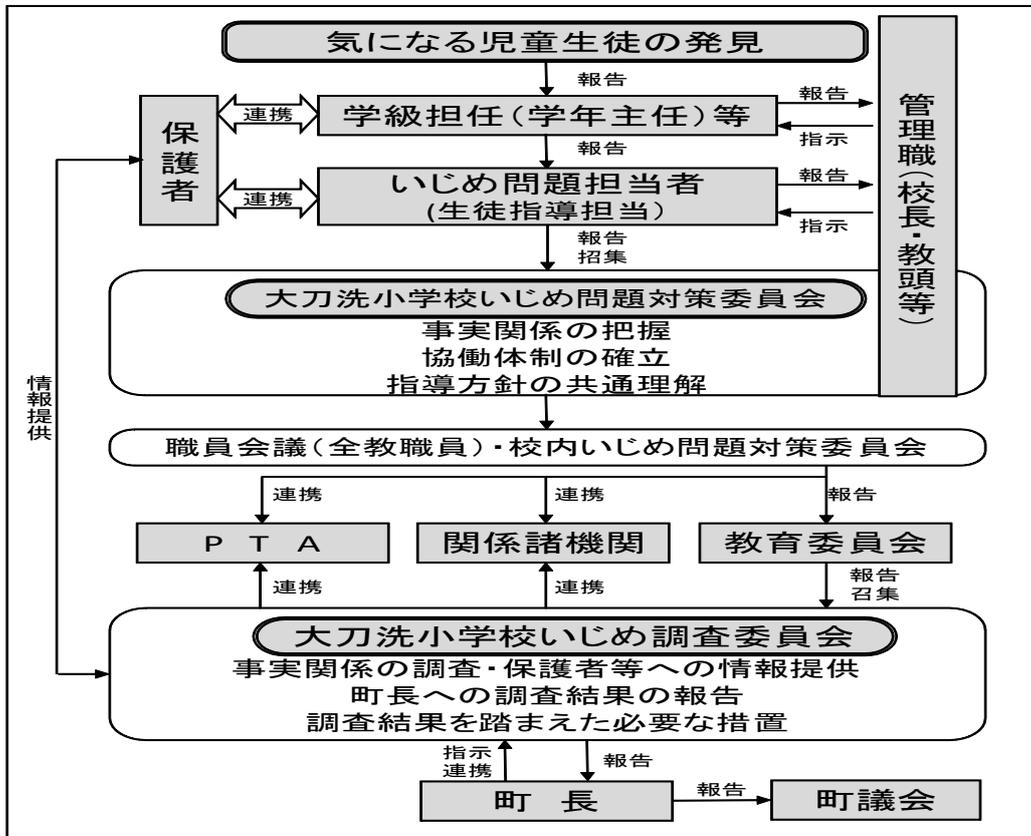
## 4 大刀洗小学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめ等があることが確認された場合は組織的な対応を行い、関係諸機関との連携を図り解決を図る。

- 大刀洗小学校いじめ防止対策委員会
  - 主任児童委員、見守り隊長、交通安全協会校区代表、学童指導員、PTA代表、スクールソーシャルワーカー、保護司、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導・教育相談担当、特別支援教育担当
  - ※スクールカウンセラー、少年サポートセンター職員、児童相談所職員(必要時)
- 大刀洗小学校いじめ防止対策委員会の開催を下記の通り定める。
  - ・ 定例委員会 年間2回 6月(説明と任命) 3月(年間の反省)
  - ・ 臨時委員会 いじめ事案が発生した時(事案の解決のための方途について協議)

## 5 大刀洗小学校いじめ調査委員会の設置

重大事態が発生した場合は、速やかに大刀洗小学校いじめ問題対策委員会を母体としたいじめ問題調査委員会を立ち上げ、事実関係を明確にするための調査を行い、迅速に対処し、大刀洗町長に報告する。



【いじめ等問題行動の報告体制】

### 【重大事態発生時の調査体制】

